



③ 特別支援学校教諭問題の解答について (注意)

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。(マークシート右上の記入方法を参照) 消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
 - ア. 小問の解答番号は1から48までの通し番号になっており、例えば、25番を

25

 のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

(マークシート記入例)

フリガナ	コウベタロウ	教科名	特別支援学校教諭
名前	神 戸 太 郎		

数字で記入……

受験番号					小問番号	解答記入欄	小問番号	解答記入欄	小問番号	解答
						1 - 25		26 - 50		51
1	2	3	4	0	1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	26	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	51	0 0 0 0
0	0	0	0	0	2	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	27	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	52	0 0 0 0
0	0	0	0	0	3	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	28	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53	0 0 0 0
0	0	0	0	0	4	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	29	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	54	0 0 0 0
0	0	0	0	0	5	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	30	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	55	0 0 0 0
0	0	0	0	0	6	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	31	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	56	0 0 0 0
0	0	0	0	0	7	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	32	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	57	0 0 0 0
0	0	0	0	0	8	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	58	0 0 0 0
0	0	0	0	0	9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	34	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	59	0 0 0 0
0	0	0	0	0	10	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	35	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	60	0 0 0 0
0	0	0	0	0	11	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	36	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	61	0 0 0 0

【1】 次の文は、「特別支援教育の推進について（通知）〈平成19年4月 文部科学省〉」に示された、特別支援教育の理念に関する記述である。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の（ア）や社会参加に向けた（イ）を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の（ウ）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない（エ）も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる（オ）の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

- ① 教育的ニーズ ② 自立 ③ 共同社会 ④ 家庭的背景
 ⑤ 共生社会 ⑥ 発達障害 ⑦ 職業教育 ⑧ 主体的な取組
 ⑨ 情緒障害 ⑩ 理解

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
1	2	3	4	5

【2】 次の文は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン〈平成29年3月 文部科学省〉」において、特別支援教育コーディネーターの位置付けや役割を示したものである。その位置付けや役割として適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 特別支援教育コーディネーターは、ケース会議の計画を立てるが、ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求める。
- ② 校内委員会で個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する際には、特別支援教育コーディネーターは、自身が担当する役割の範囲内で、各学級担任や校内委員会の構成員が担当する役割についても可能な限り協力をしていくことが重要である。
- ③ 特別支援教育コーディネーターは、学習面、行動面で気になる児童等に通常の学級の担任をはじめとする教職員が気付いた場合や、児童等への指導について悩んでいる教職員がいる場合に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会が把握できるような校内体制をつくるよう提案する。
- ④ 特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員や専門家チームとの連絡調整が必要になった場合の窓口となる。
- ⑤ 特別支援教育コーディネーターは、各学級担任とともに、児童等本人や保護者等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たす。

【3】 次の文は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）〈平成23年1月中央教育審議会〉」に示された、特別支援教育におけるキャリア教育・職業教育の充実に関する記述の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

障害のある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、（ア）を乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、（イ）・ニーズにきめ細かく対応し、（ウ）の機会の拡大や体系的な（エ）トレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが必要である。

- | | | | | |
|---|-------|---------|----------|------------|
| ① | ア 困難さ | イ 個々の特性 | ウ 職場見学等 | エ ソーシャルスキル |
| ② | ア 問題 | イ 障害の特性 | ウ 職場見学等 | エ ペアレント |
| ③ | ア 困難さ | イ 障害の特性 | ウ 職場体験活動 | エ ソーシャルスキル |
| ④ | ア 問題 | イ 個々の特性 | ウ 職場見学等 | エ ペアレント |
| ⑤ | ア 困難さ | イ 個々の特性 | ウ 職場体験活動 | エ ソーシャルスキル |

7

【4】 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）〈平成24年7月 中央教育審議会〉」に関する記述である。適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ② 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。
- ③ 障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれないことに留意する必要がある。
- ④ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ⑤ 「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校及び子どもの保護者が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。

8	9
---	---

【5】 次の文は、「障害者の権利に関する条約 第24条（教育）」の一部である。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

障害者が、他の者との（ア）を基礎として、自己の生活する（イ）において、障害者を（ウ）し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な（ウ）という目標に合致する（エ）で（オ）された支援措置がとられること。

- | | | | | | |
|---|------|--------|------|-------|-------|
| ① | ア 平等 | イ 教育環境 | ウ 理解 | エ 合理的 | オ 個別化 |
| ② | ア 平等 | イ 地域社会 | ウ 包容 | エ 効果的 | オ 個別化 |
| ③ | ア 共生 | イ 地域社会 | ウ 理解 | エ 効果的 | オ 系統化 |
| ④ | ア 共生 | イ 地域社会 | ウ 理解 | エ 効果的 | オ 個別化 |
| ⑤ | ア 共生 | イ 教育環境 | ウ 包容 | エ 合理的 | オ 系統化 |

10

【6】 次の文は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における、領域・教科を合わせた指導について述べたものである。（ア）～（エ）のうち、適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) 日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、（ア）の内容が扱われる。
- (2) 遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、（イ）を促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。
- (3) 生活単元学習は、児童生徒が生活上の（ウ）したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。
- (4) 作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や（エ）に必要な事柄を総合的に学習するものである。

- | | | | | |
|---|--------|------------|---------|--------|
| ① | ア 社会生活 | イ 仲間とのかかわり | ウ 変化に適応 | エ 社会自立 |
| ② | ア 各教科等 | イ 興味・関心 | ウ 変化に適応 | エ 社会自立 |
| ③ | ア 各教科等 | イ 仲間とのかかわり | ウ 目標を達成 | エ 社会自立 |
| ④ | ア 社会生活 | イ 興味・関心 | ウ 目標を達成 | エ 社会参加 |
| ⑤ | ア 各教科等 | イ 仲間とのかかわり | ウ 変化に対応 | エ 社会参加 |

11

【7】 次の文は、視覚障害及び教育課程について述べたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 盲児童生徒に対する指導において留意すべき点として、視覚イメージを、どの程度もっているかを把握することが挙げられる。
- ② 触覚や聴覚は、視覚に比べると詳細な情報を得ることが困難な場合が多いので、情報収集のポイントを明確にし、部分的、継続的な情報を総合して、まず全体像を大まかに把握し、続いて全体像との関連のもとに内容を詳しく理解するというような方法を身に付ける必要がある。
- ③ 視覚障害とは、片眼または両眼に視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などがあることをいう。
- ④ 点字使用の児童については、珠算は第2学年より扱う。
- ⑤ 明るいとこで目が慣れにくく見えにくいことを昼盲という。

12

【8】 次の文は、「聴覚障害Q & A50～聴覚に障害のある子どもの指導・支援～ <平成28年3月 国立特別支援教育総合研究所>」に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 補聴器は「両耳あるいは片耳の難聴の方」が適用となり、難聴の種類は伝音性難聴でも感音性難聴でもかまわない。人工内耳の場合には、補聴器の効果がないかあるいはきわめて少ないほどの高度難聴が対象となる。
- ② 小学部段階での発音指導は、単音から単語の発音明瞭度の向上が目標になり、母音の安定と各子音の発音要領の獲得が大切である。
- ③ 手話だけのコミュニケーションでは微妙な文章表現がとらえにくいことがある。同じ手話表現でも口形や発声を伴って話すことで、聞く側にとっては言葉の区別が付きやすくなる。
- ④ 口声模倣では、耳からの情報と併せて口の動きを視覚で捉えさせることで、言葉を正確に子どもに伝えることができる。そして、子どもに声を出させて、言葉を復唱するように促し、子どもの記憶にとどめることをねらう。
- ⑤ 難聴の子どもの座席位置は、教師の声が届きやすい最前列がよい。

13

【9】 次の文は、「教育支援資料〈平成25年10月 文部科学省〉」の序論の記述である。適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、小中学校から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向での転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ② 「障害者の権利に関する条約」は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮」や、教育に関しては「特殊教育」等の理念を提唱する内容となっている。
- ③ 移行期の支援とは、支援の対象となる子供と保護者が、必要な支援の継続性を確保するとともに、従前の支援の評価と見直しにより、より良い支援を求めることができるようにすることである。また、新たな支援への見通しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、支援先や支援内容に主体的に関与することにより、子供と保護者の自立性を促すものである。
- ④ 特別支援学校では、個別の教育支援計画を活用し、幼稚部・小学部・中学部・高等部で一貫性のある進路指導を行い、卒業後も継続した支援を行っている。
- ⑤ 障害のある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切である。

14

15

【10】 次の文は、「教育支援資料<平成25年10月 文部科学省>」において、教育相談について述べられたものである。適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 早期における教育相談に当たっては、多くの保護者は我が子の障害にとまどいを感じ、不安を抱いている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、保護者とともに子供の将来について話し合うというよりも、明確に方向を指し示すといった教育相談を行うことが大切である。
- ② 子供の障害やできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子供ができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまくかかわっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切である。
- ③ 保護者の心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切である。
- ④ 教育相談においては、障害の有無や原因を見つけ、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要である。
- ⑤ 教育相談においては短期的な目標、中長期的な目標を明確にして、これからすべきことの優先順位を保護者と共有するとともに、子供の成長を確かめ合い、共に喜べるようなかわりを継続することが重要である。

16	17
----	----

【11】 次の5つの文は、「生徒指導提要<平成22年3月 文部科学省>」の中で示されている二次的障害の早期発見と予防的対応に関する記述である。適切でないものを①～⑤から3つ選び、番号で答えよ。

- ① 一次的障害による特性に応じた支援を工夫するとともに、特性によるつまずきや困難さにより、自信や意欲を失ったり自己評価が低くなったりしないように、自尊感情を高めていく対応が大切である。
- ② LDのある児童生徒や自閉症のある児童生徒が、授業内容の理解が難しかったり、友達とトラブルを起こしたりした際、教室に居場所がなくなり、立ち歩いたり、教室から出てしまったりする等の行動が、二次的障害として出てくることもある。
- ③ 二次的障害としての症状には、不登校やひきこもりのように外在化した形で出る場合、暴力や家出、反社会的行動等内在化した形で出る場合等がある。
- ④ 発達障害の一次的障害である障害特性が、状況によっては、別の発達障害の行動特性として見られる場合もある。例えば、ADHDの特性である多動性は、高機能自閉症のある児童生徒の場合にも大人になってからよく見られる。
- ⑤ 二次的障害は適切な支援があっても、生涯にわたって継続することが多い。

18	19	20
----	----	----

【12】 次の文は、情緒障害に関する記述である。適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 選択性かん黙への対応では、周囲が話さないことだけに着目し過ぎて、何とか話させようという働きかけが多くなり、このような働きかけが、逆に緊張と萎縮を生じさせてしまうことがある。
- ② 瞬きや瞬間的な首振りの短時間の反復などが見られるチックは、現在では心理疾患と考えられており、不安や緊張感などで増強することが知られている。
- ③ 多動、常同行動、チックなどは、知的障害や自閉症などのある子供でも現れることも多いので、知的発達の状態や学習能力、情緒の発達状態などを総合的に判断することが必要である。
- ④ 選択性かん黙とは、一般に、発声器官等に器質的・機能的な障害があり、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態である。
- ⑤ 情緒障害のある子供は、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態により、他の子供から離れてしまうと同時に、その保護者も他の保護者から孤立してしまう傾向が見られる。

21	22
----	----

【13】 次の文は、自閉症に関する記述である。適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 「刺激の過剰選択性」といわれている状態の背景には、感覚刺激に対する過剰反応があることが多いと推定されている。
- ② 運動機能、感覚機能を高めるための指導としては、動作の模倣、遊具や道具を使った運動等により、自ら身体を動かそうとする意欲を育て、協応動作等、運動機能の調和的発達を図るよう指導を行っている。
- ③ 自閉症は、多くの場合、小学校の就学時健診などで、周囲の大人や子供に対する関心のあることや音に対する過敏性や鈍磨性の様子などから、指摘されることがある。
- ④ 自閉症の特徴は、3歳くらいまでに現れることが多く、小学生年代まで問題が顕在化しないこともある。
- ⑤ 言葉の内容を理解するための指導としては、人の言葉に注意を向ける、人の話を聞く、返事や挨拶をするなどの必要な態度を形成し、人とのかかわりを深めるための基礎づくりをねらいとして指導を進めている。

23	24
----	----

【14】 次の文は、学習障害に関する記述である。適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 文字の読み書きに興味を示さなかったり、読み聞かせは好んでも文字をなかなか覚えなかったりする等の兆候が見られることが多く、ほとんどのLD児が幼児期に学習障害の傾向があることを指摘されている。
- ② 学習障害のある子供に対しては通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本である。しかし、子供によっては、通級による指導が効果的であることから、就学に関する相談を進める上では、必要に応じて専門家の見解を伝えながら、保護者に対して通級による指導の意義・目的や通常の学級での学習との関係等について十分な説明を行い、その必要性について理解を得られるように努めることが重要である。
- ③ 標準化された個別式知能検査の結果等から、全般的な知的発達の遅れがあることはLD児でも少なからずある。
- ④ LDは学習上の困難さであるので、医学の知見からだけでは状況が見えにくい。そのため担任が学習障害かどうかを判断しなければならない。
- ⑤ 平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小・中学校の通常の学級に7.5%程度在籍している。

25

【15】 次の文は、肢体不自由に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 化学療法等による関節結核や脊椎結核（脊椎カリエス）の減少、ポリオワクチンによる脊髄性小児まひの発生防止、予防的対応と早期発見による先天性股関節脱臼の減少等により、従前、肢体不自由の起因疾患の多くを占めていたこれらの疾患は近年では減少している。
- ② 中枢神経の損傷による脳性まひを主とした脳原性疾患が多く見られる。この場合、肢体不自由の他に、知能の発達の遅れやてんかん、言語障害など、種々の随伴障害を伴うことがある。
- ③ 脳性まひの定義としては、「受胎から新生児期までに非進行性の病変が脳に発生し、その結果、永続的なしかし変化しうる運動及び姿勢の異常である。ただ、その症状は5歳までに発現する。進行性疾患や一過性運動障害又は将来正常化するであろう運動発達遅延は除外する（昭和43年厚生省脳性まひ班会議）」が一般的である。
- ④ 頸部と上肢に不随意運動がよく見られ、下肢にもそれが現れる一群を「アテトーゼ型」とよんでいる。その特徴として、運動発達では、頸の座りや座位保持の獲得の遅れが見られる。
- ⑤ 肢体不自由のある子供の教育に当たっては、教育内容についての合理的配慮として、上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行うことを検討する必要がある。

26

【16】 次の文は、注意欠陥多動性障害に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 自己肯定感が低下することのないよう、叱責するよりも望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を積極的に探して褒めたりすることが効果的である。
- ② 一つのことに注意を集中することが難しい場合には、視覚的に課題の見通しを確認できるようにすることや、窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境を整えるよう配慮するなどの工夫をする。
- ③ 指示に従えず、また、課題や活動が最後までやり遂げられない場合には、指示の内容を分かりやすくする工夫を行い、分からないときには助けを求めることを指導する。
- ④ 不注意な間違いが多い場合には、他の情報に影響を受けやすいのか、視線を元の位置に戻し固定できないなど視覚的な認知に困難があるのか、僅かな情報で拙速に判断してしまうのかなどの要因を明らかにした上で、幾つかの情報の中から、必要なものに注目する指導や、どのような作業でも終わったら必ず確認することを習慣付けるなどの指導を行う。
- ⑤ 順番を待つことが難しかったり、他の人がしていることをさえぎったりしてしまう場合、決まり事は理解しているが、行動や欲求のコントロールがうまくいかないという理由である。そのため、ロールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考える指導は有効ではない。

27

【17】 次の文は、自閉症スペクトラムについての記述である。(ア)～(オ)にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

2013年、米国で(ア)の分類と診断基準の本の改訂版(イ)が刊行された。この(イ)では、広汎性発達障害(ウ)の用語が自閉症スペクトラム障害(エ)という用語に変更された。自閉症スペクトラムとは、自閉的な特徴がある人は、知的障害などその他の問題の有無・程度にかかわらず、その状況に応じて支援を必要とし、その点では自閉症やアスペルガー症候群などと区別しなくてよいという意味と、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の下位分類の状態はそれぞれ状態像として(オ)している一つのものと考えることができるという2つの意味合いが含まれた概念である。

- ① ASD ② 独立 ③ 発達障害 ④ DCD ⑤ ICD10
⑥ DSM-5 ⑦ ADD ⑧ PDD ⑨ 連続 ⑩ 精神障害

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
28	29	30	31	32

【18】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 総則編〈平成30年3月〉の「授業時数等の取扱い」に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。
- ② 小学部及び中学部の総授業時数は、小学部第1学年は850時間、第2・3学年は各学年945時間、第4～6学年は各学年980時間、中学部第1～3学年は各学年1050時間が標準とされている。
- ③ 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動及びクラブ活動、中学部の生徒会活動並びに学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- ④ 学校教育法施行規則の別表に定める授業時数の1単位時間は、小学部は45分、中学部は50分とする。
- ⑤ 各学校においては、地域や学校、児童または生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

33

【19】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 総則等編〈平成21年6月〉の「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」の一部である。(ア)～(ウ)にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

〈知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の考え方〉

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部の各教科等については、(ア) 施行規則第126条第2項及び第127条第2項において、その種類を規定している。さらに、学習指導要領においては、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が(イ) するために必要な(ウ) などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。

- | | | | | | | |
|---|---|-------|---|---------|---|-------------|
| ① | ア | 教育基本法 | イ | 自己啓発 | ウ | 思考力・判断力・表現力 |
| ② | ア | 教育基本法 | イ | 自己啓発 | ウ | 知識や技能、態度 |
| ③ | ア | 学校教育法 | イ | 自己啓発 | ウ | 思考力・判断力・表現力 |
| ④ | ア | 学校教育法 | イ | 自立し社会参加 | ウ | 知識や技能、態度 |
| ⑤ | ア | 教育基本法 | イ | 自立し社会参加 | ウ | 知識や技能、態度 |

34

【20】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〈平成21年3月告示、平成27年3月一部改正〉「総則」における「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- ② 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
- ③ 学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- ④ 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画を作成すること。また、個別の教育支援計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。
- ⑤ 海外から帰国した児童又は生徒については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活体験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

【21】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〈平成21年3月告示、平成27年3月一部改正〉「第2章 各教科」「第1節 小学部」の「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」における配慮事項に関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

(1) 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、(ア)を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

(2) 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

体験的な活動を通して的確な(イ)の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。

(3) 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

児童の学習時の姿勢や(ウ)の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

(4) 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が(エ)とならないようにすること。

- | | | | | | | | | |
|---|---|----------|---|------|---|------|---|------|
| ① | ア | 的確な概念の形成 | イ | 言語概念 | ウ | 認知 | エ | 負担過重 |
| ② | ア | 認知機能の向上 | イ | 言語概念 | ウ | 身体機能 | エ | 未履修 |
| ③ | ア | 的確な概念の形成 | イ | 環境認識 | ウ | 身体機能 | エ | 負担過重 |
| ④ | ア | 認知機能の向上 | イ | 言語概念 | ウ | 身体機能 | エ | 負担過重 |
| ⑤ | ア | 的確な概念の形成 | イ | 環境認識 | ウ | 認知 | エ | 未履修 |

【22】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領＜平成21年3月告示、平成27年3月一部改正＞における、「特別活動」に関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、(ア)や豊かな人間性をはぐくむために、(イ)を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、(ウ)などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の(エ)を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

- ① ア 適応力 イ 少人数での活動 ウ 保育所や幼稚園の子どもたち
 エ 障害の状態や特性等
- ② ア 社会性 イ 集団活動 ウ 地域の人々
 エ 障害の状態や特性等
- ③ ア 適応力 イ 集団活動 ウ 地域の人々
 エ 障害の種別や程度等
- ④ ア 社会性 イ 少人数での活動 ウ 保育所や幼稚園の子どもたち
 エ 障害の種別や程度等
- ⑤ ア 社会性 イ 集団活動 ウ 地域の人々
 エ 障害の種別や程度等

37

【23】 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領＜平成29年4月告示＞「第7章 自立活動」における「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」の項目は、自立活動の六つの区分のうちどの区分に該当するか。①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 健康の保持
- ② コミュニケーション
- ③ 身体の動き
- ④ 環境の把握
- ⑤ 人間関係の形成

38

【24】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編<平成21年6月>「第7章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、「自立活動を主とした指導」について述べられたものである。(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものに対する指導計画の作成に当たっては、(ア)な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な(イ)な指導内容を個々の児童生徒の実態に応じて適切に設定する必要がある。この場合、取り上げた指導内容を相互に関連付けて(ウ)に取り扱い、しかも、段階的、(エ)な指導が展開できるよう配慮することが、(ア)な発達を促す上からも必要である。

- | | | | | |
|---|-------|-------|-------|-------|
| ① | ア 全人的 | イ 基本的 | ウ 総合的 | エ 系統的 |
| ② | ア 全般的 | イ 基礎的 | ウ 計画的 | エ 継続的 |
| ③ | ア 全人的 | イ 基礎的 | ウ 総合的 | エ 系統的 |
| ④ | ア 全般的 | イ 基本的 | ウ 計画的 | エ 系統的 |
| ⑤ | ア 全人的 | イ 基本的 | ウ 総合的 | エ 継続的 |

【25】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編<平成21年6月>「第7章 自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、「評価」について述べられたものである。正しいものを○、誤っているものを×としたとき、適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) 自立活動の時間の課題についても、学習中あるいは、学習後において、幼児児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である。
- (2) 幼児児童生徒の指導の目標を設定する段階において、幼児児童生徒の実態に即して、その到達状況を完全に捉えておく必要がある。
- (3) 評価を通して、教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、幼児児童生徒に対する適切な目標の改善に結び付けることが大切である。
- (4) 学習状況の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要がある。
- (5) 保護者には、学習状況や結果の評価について説明し、幼児児童生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めることが大切である。

- ① (1) ○ (2) × (3) × (4) ○ (5) ×
 ② (1) ○ (2) × (3) × (4) ○ (5) ○
 ③ (1) × (2) ○ (3) ○ (4) ○ (5) ×
 ④ (1) ○ (2) ○ (3) ○ (4) × (5) ○
 ⑤ (1) × (2) × (3) ○ (4) × (5) ○

40

【26】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編<平成21年6月>における、「自立活動の意義」について述べられたものである。(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、(ア)や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように(イ)の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による(ウ)又は生活上の困難を改善・克服するための(エ)が必要になる。

- ① 日常生活 ② 認知の発達 ③ 活動上 ④ 心身の発達
 ⑤ 支援 ⑥ 学習上 ⑦ 学校生活 ⑧ 指導

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
41	42	43	44

【27】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編<平成21年6月>における、自立活動の六つの区分の各項目のうち「具体的指導内容例と留意点」に関して記述されたものである。「健康の保持」の項目に含まれないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① ADHDのある幼児児童生徒の場合、周囲のことに気が散りやすいことから、一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていないことがある。このような場合には、個々の幼児児童生徒の困難の要因を明らかにした上で、無理のない程度の課題から取り組むことが大切である。
- ② 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、全盲であれば聴覚や触覚を活用し、弱視であれば、保有する視覚を最大限に活用するとともにその他の感覚も十分に活用して、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導を行うことが重要である。
- ③ 進行性疾患のある幼児児童生徒の場合は、絶えず自分の体調や病気の状態に留意するとともに、これらについて正しく理解して、身体機能の低下を予防するよう生活の自己管理に配慮した指導を行うことが大切である。
- ④ 聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、補聴器等の装用により、保有する聴覚を十分に活用していくための指導が必要である。
- ⑤ 障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合には、睡眠、食事、排泄というような基礎的な生活のリズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要である。

45

46

【28】 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領<平成29年4月告示>「第7章 自立活動」について、自立活動の六つの区分の1つである「環境の把握」の項目の中で、新しくなった項目はどれか。適切なものの組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (3) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
- (5) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ① (1) と (2) ② (3) と (5) ③ (2) と (3) ④ (4) と (5)
- ⑤ (1) と (4)

47

【29】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編<平成21年6月>において、自立活動の六つの区分の1つである「心理的な安定」の項目「情緒の安定に関すること」の具体的指導内容例と留意点に関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

LDのある児童生徒は、例えば、書き取りの練習を繰り返し行っても、期待したほどの成果が得られなかったなどの経験から、(ア)においても自信を失っている場合がある。そのため自らの失敗に対して感情的になり、情緒が不安定になることがある。このような場合には、本人が(イ)なことを生かして課題をやり遂げるように指導し、成功したことを褒めることで(ウ)をもたせたり、(エ)に気付くことができるようにしたりすることが必要である。

- | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|----|---|-----|---|--------|
| ① | ア | 日常生活 | イ | 得意 | ウ | 達成感 | エ | 自分のよさ |
| ② | ア | 生活全体 | イ | 得意 | ウ | 自信 | エ | 自分の可能性 |
| ③ | ア | 生活全体 | イ | 好き | ウ | 達成感 | エ | 自分の可能性 |
| ④ | ア | 生活全体 | イ | 得意 | ウ | 自信 | エ | 自分のよさ |
| ⑤ | ア | 日常生活 | イ | 好き | ウ | 自信 | エ | 自分のよさ |